

令和8年1月吉日

会 員 各 位

公益社団法人
光・熊毛郡法人会 会長
藤 井 康 司
光税務署長
嶋 田 浩 和

キャッシュレス納付の利用促進について（依頼）

新春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当法人会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、国税庁では「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けてオンライン利用を推進しております。

この一環として、納税者の利便性の向上と現金管理等に伴う社会全体のコストを削減するため、令和8年度末までにキャッシュレス納付割合を54%とすることを目指して、更なる利用拡大に取り組んでいます。

キャッシュレス納付には、ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）やインターネットバンキングといった電子納税、クレジット納付のほか、スマホアプリ納付があります。

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない非対面のキャッシュレス納付が大変便利です。

特に「ダイレクト納付」や「インターネットバンキング」は、e-Tax で申告されている方や源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続きをされている方に大変便利な納付方法となっておりますので、キャッシュレス納付のメリットを知っていただき、是非、この機会にダイレクト納付を御利用いただきますようお願いいたします。

なお、地方税につきましてもeLTAXによる電子納税が可能となっております。

特に、源泉所得税や納期限が同じである個人住民税（特別徴収分）においては、各地方団体の納付書の作成や、金融機関窓口での納付が不要となり、全ての地方団体へ一度の手続で納付が可能となるなど、利便性が向上しますので、併せて御検討くださいますようお願いいたします。

おって、ご不明な点がございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

担当者：光税務署 総務課 河井・安藤
《電話番号（直通）0833-71-0681》
《電話番号（代表）0833-71-0166》